

佐賀市が管理者である道路、水路、公園等に関する 都市計画法第32条に基づく管理者との協議

- 1 公共施設の管理者 ①道路、里道：道路管理課 ②公園、緑地：緑化推進課
③河川、水路：河川砂防課
- ※合併前の旧町村の区域の場合、①及び③の管理者は、北部は
北部建設事務所、南部は南部建設事務所となる。

2 事務の流れ

事務の流れ		公共施設の管理課	建築指導課
3 2 条 協 議	事前調整	<ul style="list-style-type: none"> ●道路法、河川法、佐賀市みどりあふれるまちづくり条例、法定外公共物管理条例、公園等の設置等に関する確認 <ul style="list-style-type: none"> ○廃止、付替え、改変、占用等 ○新設 ○排水、交通安全等 ●帰属、登記に関する調整 ●維持管理に関すること ●その他必要な調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法上の基準等の確認 ●開発許可の手続きやスケジュール等の調整
	他法令の手続き	必要に応じて次のような許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ○道路法第24条承認 ○河川法第20条承認 ○法定外公共物管理条例第4条の許可 里道、水路の廃止、付替え、占用等 ○その他 	
	協議書締結	<ul style="list-style-type: none"> ●開発者からの協議申請書の提出 ●起案、決裁 ●協議書締結 	●合議
開 発 許 可 手 続 き	開発許可申請		<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第29条申請 次の書類の写しを添付 <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法32条協議書 ○他法令の許可書等
	開発完了届	上記他法令の手続きに関する完了届の手続きを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●完了届 <ul style="list-style-type: none"> ○他法令の許可等に係る完了届を添付 ○開発区域内の地番を確定させておく。 分筆、表示・保存登記等
登記申請 ※土地の権利の異動があるとき。		<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第40条の交換又は帰属 <ul style="list-style-type: none"> <市への所有権移転> <ul style="list-style-type: none"> ○提出書類 公共施設の帰属申出書、登記承諾書、原因証明情報、添付資料 ※登記承諾書及び原因証明情報は、40条第1項の交換（付替えの場合）と40条第2項の帰属（新設の場合）に区分する。 ※建築指導課で内容確認し、関係課の登記専門職員と調整 <開発者への所有権移転> <ul style="list-style-type: none"> ○開発者が登記申請 ※公共施設の管理課が開発者へ登記承諾書を提出 	

※市道の認定や改良に関する情報収集は、管理者である道路管理課が直接行う。